平成２８年（フ）第１８１号
山形県天童市東久野本３丁目２番13号　コーポラス村山Ａ棟　202号
債務者　杉田留美子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９１号
山形県東根市大字蟹沢1505番地の１
債務者　原田　正浩
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
福島県いわき市平字小太郎町１番地の５　ハイツ小太郎Ｂ202
債務者　木下孝一郎
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第６６号
福島県いわき市常磐湯本町宝海92番地の12
債務者　中里　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１０１号
茨城県結城市川木谷２丁目５番地２
債務者　齋藤三重子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１５７号
茨城県下妻市大串356番地14　Ｋトレス202号室
債務者　塚田　香織
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６９号
茨城県筑西市小川1473番地18　グラン・アヴェニールＡ202
債務者　舘野　　聡
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１８２号
茨城県常総市大房734番地３　サウスレイルロードビレッジＢ103、前住所茨城県つくば市国松2001番地
債務者　小林ちひろ（旧姓古宇田）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１８６号
茨城県筑西市女方56番地20
債務者　市村　和頼
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１８７号
茨城県古河市下大野2965番地29　鈴木ハイツ101
債務者　古澤麻由美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１８８号
茨城県古河市諸川1386番地３　ユーハイツＤ棟１号室
債務者　鈴木亜友美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１９７号
茨城県下妻市高道祖4220番地73
債務者　坂田　豊美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２９６号
愛知県岩倉市中央町２丁目34番地１　パークハイム中央102
債務者　小塚　康洋
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３５８号
兵庫県姫路市飾磨区西浜町１丁目11番地　サンフレールＣ棟、従前の住所兵庫県姫路市延末377番地１
債務者　田中　裕代
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４３８号
兵庫県加古川市平岡町新在家997番地の11
債務者　大西　春美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４５４号
兵庫県加古川市志方町志方町1166番地の６、従前の住所兵庫県尼崎市三反田町１丁目１番10―110号
債務者　北田　敬二
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４９９号
兵庫県姫路市広畑区則直33番地１アビタシオン京見101号
債務者　上野　絵美（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部